

概要

- 「特定技能雇用契約」とは、「特定技能」の在留資格を有する外国人とその外国人を受け入れる機関（特定技能所属機関）の間で結ばれる雇用契約のこと。
- 雇用条件に係る「賃金」の変更について届出を行うに際して、基本賃金の増額等、特定技能外国人にとって利益となる内容へと変更となった場合の届出を不要とする。

これまでの取扱い

- 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約を変更した場合には、当該変更日から14日以内に、地方出入国在留管理局に届出が必要。
- 「賃金」欄に変更が生じた場合には、原則として届出が必要。

（例）賃金（時給）を変更

1,070円 → 1,045円に引き下げ
1,045円 → 1,070円に引き上げ



いずれの場合も
届出必要
であった

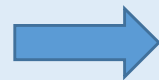


これからの取扱い

利益となる内容（例）

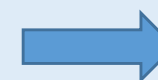
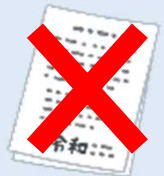
- ①基本賃金（時給）を「1,045円」から「1,070円」に変更
- ②雇用条件書（参考様式第第1-6号）に記載されている手当を追加
- ③これまで支給のなかった賞与を新たに支給することとなった

変更前



特定技能雇用契約の変更に係る届出書
（参考様式第3-1-1号）に
雇用条件書（参考様式第1-6号）
を添付書類として提出

変更後



届出不要

※届出の有無にかかわらず、変更後の雇用条件書等については特定技能外国人が在籍する事業所において保管

「基本賃金を減額する」、「諸手当を廃止する」、「昇給を「有」から「無」に変更」する等、特定技能外国人にとって不利益となる内容へと変更があった場合には、従前どおり届出が必要となりますので御留意ください。

なお、賃金の上昇に伴う法定控除額の変更についても、届出の必要はありません。